学生主事 奥野 祥治

特別な事由による令和5年度後期授業料免除の申請について

このことについて、下記のとおり受付を行いますので、希望者は学生係まで申し出てください。

記

1. 免除事由

(1)災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2)その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①~④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難であると選考機関が認める場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間を超える等,就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり,かつ, 学業優秀と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち,課税証明書が発行されない等の理由により,当該制度による加算が認められない又は申請できない者で,かつ,学業優秀と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

(3)新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合

新型コロナウイルス感染症の影響で以下①~③のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難であると選考機関が認める場合

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を 支援対象として実施する公的支援の受給証明書(対象の公的支援は新制度の例に準ずる)の 提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっ ていること。
- ② 事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっている者に対する 支援であること。
- ③ 家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書(様式自由)があり、またその理由が妥当だと判断できること。 ※事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類(給与明細等)を基に
 - ※事田発生後の所得については,事田発生後の所得を証明する青頬(稲子明神寺)を基 算出することとし,直近三ヶ月分を4倍した金額を基に判定することを原則とする。

2. 選考方法

学業成績及び家計基準により判定のうえ、免除を決定する

3. 免除金額

後期分の授業料の全額(117,300円)又は半額(58,650円)から高等学校等就学支援金制度により支援 される額を減じた額とする

4. 申請期限 受付窓口 (申し出た方には申請書類をお渡しします)

令和5年10月2日(月)17時 学生課学生係:0738-29-8244